はその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（以下この項及び第三項において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が中小連結法人等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資産	割合	割合
一　建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。）で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの	百分の十五（当該特定非常災害発生日の翌日から起算して三年を経過した日（以下この表において「発災後三年経過日」という。）以後に取得又は建設をしたものについては、百分の十）	百分の十八（発災後三年経過日以後に取得又は建設をしたものについては、百分の十二）
二　機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十（発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）	百分の三十六（発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四）

2　前項に規定する中小連結法人等とは、第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等をいう。

3　第一項の規定は、連結確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第六十八条の十九第一項及び第六十八条の二十四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十七第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「（次項」を「（同項」に改める。

第六十八条の二十九第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四の見出しを「（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第十九条第一項に規定する認定事業再編事業者（同法の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に同法第十八条第一項の認定を受けた法人又は当該認定に係る事業再編計画（同項に規定する事業再編計画をいう。以下この項において同じ。）に従つて設立された法人に限る。）であるものが、当該認定に係る事業再編計画（同法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業再編計画」という。）に係る同法第十八条第三項第二号の実施期間内において、当該認定事業再編計画に記載された同条第五項に規定する事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この項及び次項において「事業再編促進機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は事業再編促進機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業再編促進対象事業（同法第二条第七項に規定する事業再編促進対象事業をいう。次項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該事業再編促進機械等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該事業再編促進機械等の償却限度額は、供用日以後五年以内（当該認定事業再編計画について同法第十九条第二項又は第三項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該事業再編促進機械等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第六十八条の三十四第二項中「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」を「事業再編促進機械等」に、「賃貸の用」を「事業再編促進対象事業の用」に、「新築し」を「製作し、若しくは建設し」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の三十五第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「又は同項第二号に掲げる建築物及び構築物」を削り、「第四十七条の二第三項第三号に掲げるもの」を「第四十七条の二第三項第二号に掲げる構築物」に改め、同条第三項中「、第二号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物」を削り、「第四十七条の二第三項第三号に掲げるもの」を「第二号に掲げる構築物」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第四十七条の二第三項第二号に掲げる構築物

第六十八条の四十第一項中「若しくは第二項」を削り、「第六十八条の十四の二第一項」の下に「、第六十八条の十四の三第一項」を、「第六十八条の十五の四第一項」の下に「、第六十八条の十五の五第一項」を加え、「、第六十八条の十七、第六十八条の十九」を「から第六十八条の十九まで」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、特別償却対象資産が第六十八条の十八の規定の適用を受けた減価償却資産（一年以内事業年度において第四十三条の三の規定の適用を受けたものを含む。）であるときは、青色申告書以外の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

第六十八条の四十第五項中「青色申告書を提出している事業年度に限る。」を削る。

第六十八条の四十一第二項中「限る」の下に「。以下この項及び第十二項において「積立適用後年度」という」を加え、「当該連結事業年度」を「当該積立適用後年度」に改め、同条第三項中「であつて青色申告書を提出している事業年度」を削り、同条第六項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同条第十二項中「第一項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度）終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度（当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合に限る。）」を「積立適用後年度」に、「当該連結事業年度」を「当該積立適用後年度」に、「満たない金額（第五十二条の三第一項」を「満たない金額（同条第一項」に改め、同条第十六項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十九項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第二十二項中「に規定する被現物出資法人」を「の被現物出資法人」に改め、同条第二十五項中「に規定する被現物分配法人」を「の被現物分配法人」に改め、同条第二十六項中「前項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項の次に次の一項を加える。